

詳しくは、市ホームページへ。
(空家対策課 ☎328-2514)

分譲マンション管理相談会を開催！(要予約) 無料

☎4月8日(水)午後1時半～4時半
 市庁舎9階住宅政策課 ☎(一社)熊本県マンション管理士会 ☎マンションでの生活や管理運営について悩みを持つ管理組合や居住者の方 ☎10組(先着順) ☎管理規約 ☎4月7日午後4時までに電話で(一社)熊本県マンション管理士会事務局(☎343-0095 平日午前9時～午後5時)へ ※令和8年度も毎月第2水曜日に開催予定。
 (住宅政策課 ☎328-2989)

消費生活に関する法律相談(弁護士)・司法書士による多重債務相談 無料

法律の専門家が面談により対応します。消費生活相談員も同席し、解決に向けて一緒に考えます。
■法律相談
 ☎第2・第4金曜日 午後2時～4時(1人30分まで)
■多重債務相談
 ☎第3金曜日 午後1時～4時(1人45分まで)
【共通】 ☎消費者センター内法律相談室(市役所別館駐輪場5階) ☎各4人 ☎消費者センター(☎353-2500 平日午前9時～午後5時)へ(要予約)
 (消費者センター ☎353-5757)

子育て・教育

幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費の請求を受け付けます

☎認可外保育施設、一時預かり事業等の利用料を上限額の範囲内で支給
 ☎施設等利用給付認定第2号または第3号を受けたこども【対象期間】令和8年1月～3月分(令和6年4月～令和7年12月分)が未提出の場合はまとめて提出可。同月内に複数の施設を利用している場合は1か月分をまとめて提出) ☎4月30日までに、電子申請または請求書、領収証、提供証明書、振込先口座の通帳の写しを郵送で〒860-8601保育幼稚園課給付班へ
 ※領収証、提供証明書は施設が発行するもの。
 ※過去に無償化に伴う請求をした口座の場合、通帳の写しは省略可。
 詳しくは、市ホームページへ。
 ☎熊本市総合行政事務センター(☎328-6970)
 (保育幼稚園課 ☎328-2568)

令和8年度【貸与型】熊本市奨学生募集

☎扶養者が本市に住み、高校・高専・大学・短大・専修学校(高等課程または専門課程)に在学する方で、経済的理由で修学が困難(世帯の合計が基準額以下)であり、ほかの奨学金(給付型を除く)などを受けていない方 ☎4月1

日～30日
 ※卒業後返還が必要(給付型ではありません)。返還された奨学金は、次の奨学生のための原資となります。
 ※募集案内は総合案内(市庁舎1階)、区役所、まちづくりセンター、学務支援課、市内の対象学校の窓口で配布予定。
 詳しくは、市ホームページへ。
 (学務支援課 ☎328-2716)

高校等を卒業したこどもを養育している方へ

現在児童手当を受給している方で、22歳到達後最初の3月31日までのこどもが3人以上いて、その中に高校・専門学校等を卒業後も継続して養育するこどもがいる方は、申請が必要です。
 令和8年3月に高校等を卒業したこどもがいる場合は、4月16日までに申請してください。
 詳しくは、市ホームページへ。
 (こども支援課 ☎328-2158)

産後ケア事業の利用料金が変わります

4月1日から、産後ケア事業の利用料金(一般世帯)が下記の金額に変わります。
【訪問型】1,200円
【日帰り型/2時間】1,200円
【日帰り型/3時間】1,800円
【日帰り型/1日型】3,000円
【宿泊型】8,000円
 詳しくは、4月以降市ホームページへ。
 (こども支援課 ☎328-2158)

パパ向け講座「パパビクス～パパと赤ちゃんのふれあいタイム～」開催 無料

☎5月16日(土)午前10時～11時半
 場 総合子育て支援センター ☎乳児とのスキンシップ方法や家庭でできる親子ふれあい ☎3～7か月の乳児と父親 ☎12組程度(先着順) ☎4月6日午前9時からQRコードまたはホームページより申し込み
 (総合子育て支援センター ☎364-0123)

子ども会活動などに関するお役立ち情報

市ホームページに、行事の進め方や用具の無料貸し出しなどの情報を掲載しています。子ども会や地域の活動などにお役立てください。
 (生涯学習課 ☎328-2736)

教育委員会会議の傍聴者募集

☎4月23日(木)午後2時～☎SPRING 熊本花畑町7階 ☎10人(抽選) ☎当日午後1時半～1時45分に直接会場へ ※審議内容は市ホームページに掲載。 ※YouTubeでライブ配信を行います。
 (教育政策課 ☎328-2704)

令和8年度からの専門職による各種相談のご案内 無料

場所 市庁舎3階広聴課相談室

種類(相談員)	相談内容	相談日時	申し込み
法律相談(弁護士)	個人に関わる法的解釈を必要とするものなど(電話による相談 ※火曜のみ電話または対面)	月・火・水・金曜日(各曜日毎月4回まで) 午後1時～4時(1人20分まで/各8人/先着順)	相談日の2週間前の週の月曜日(祝日の場合翌日)から予約専用電話へ ▶月・水・金: ☎234-7499(平日午前8時半～午後5時) ▶火: ☎325-0020(平日午前9時～午後5時)
相続・登記相談(司法書士)	相続や土地・建物登記など(電話または対面)	木曜日(毎月3回) 午後1時～4時(1人30分まで/各12人/先着順)	相談日の2週間前の週の水曜日(祝日の場合翌日)から予約専用電話(☎234-7499 平日午前8時半～午後5時)へ
税務相談(税理士)	所得税・相続税・贈与税など(電話または対面)	月曜日(毎月3回) 午後1時～4時(1人30分まで/各6人/先着順)	予約不要。相談時間内に広聴課または専用電話(☎328-2933)へ
民事介入暴力相談(暴力追放相談委員)	暴力団に関するあらゆる相談(電話または対面)	月曜日 午前9時～正午	

※祝日および年末年始を除く。
 ※令和8年4月から「相続・登記相談」と「税務相談」の受付開始曜日が変わります。
 (広聴課 ☎328-2075)

4月から不妊治療費助成事業を開始します

保険診療の不妊治療と併用して実施する先進医療費の一部を助成します。
(1)対象者 以下の全てにあてはまる夫婦(事実婚を含む)。
 ①医療機関において不妊症と診断されていること
 ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
 ③申請日時時点で、夫婦のどちらかが本市に住民登録があること
(2)対象治療 保険診療の不妊治療と併用して実施した先進医療 ※令和8年4月1日以降に実施したもの。
(3)助成額 夫婦1組につき1年度あたり上限5万円
(4)申請期限 治療が終了した日または中止した日の属する年度内
(5)申請場所 区役所保健こども課
(6)必要なもの 申請書、受診等証明書、医療機関からの領収書(原本)、預金通帳など ※戸籍全部事項証明(戸籍謄本)等が必要な場合もあります。
 詳しくは、4月1日(水)以降市ホームページへ。
 (こども支援課 ☎328-2158)

令和8年度の後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は県内統一であり、2年ごとに見直されます。
 また、「子ども・子育て支援金制度」※1の実施に伴い、医療分の保険料に加えて新たに子ども子育て支援金が追加されます。

$$\begin{aligned} \text{年間保険料額 (限度額85万円)} &= \text{均等割額 (被保険者1人あたり) } 63,000\text{円} + \left[\frac{\text{所得割額 (総所得金額等 - 43万円) } \times 2 \text{ (基礎控除)}}{\text{所得割率 } 11.06\%} \right] \\ \text{支援金の額 (年額) (限度額21,000円)} &= \text{均等割額 (被保険者1人あたり) } 1,400\text{円} + \left[\frac{\text{所得割額 (総所得金額等 - 43万円) } \times 2 \text{ (基礎控除)}}{\text{所得割率 } 0.25\%} \right] \end{aligned}$$

<所得が低い方への負担軽減制度(令和8年度)>

世帯主および世帯の被保険者全員の総所得金額等※3の合計額	保険料均等割の軽減割合	支援金均等割の軽減割合
【基礎控除額※4】以下の世帯	7.2割	7割
【基礎控除額※4 + 31万円 × 被保険者数】以下の世帯	5割	5割
【基礎控除額※4 + 57万円 × 被保険者数】以下の世帯	2割	2割

- ※1 すべての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。
- ※2 合計所得金額が2,400万円を超えると基礎控除額が段階的に減少し、2,500万円超で0円になります。
- ※3 均等割の軽減判定所得は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前の金額です。また、年金所得については、高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。
- ※4 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に「(給与所得者等の数※5-1) × 10万円」が加算されます。
- ※5 給与収入55万円超または年金収入125万円超(65歳未満は年金収入60万円超)の方の人数です。
 詳しくは、区役所区民課へ。
 (国保年金課 ☎328-2290)